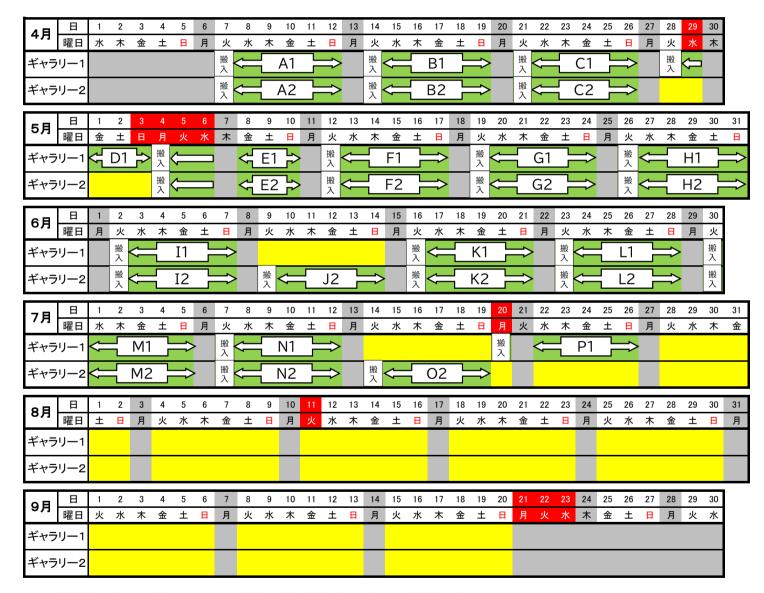
宮崎県立美術館で展覧会を開きませんか。

令和8年度の県民ギャラリー利用者を 追加募集

- 空き期間が埋まるまで随時(ただし使用期間の1か月前まで) 由請受付期間

貸出期間 🖔 💳 📂 の部分が貸出の1単位期間です。

- 申請書(県民ギャラリー利用申込書一式)が必要な方は、美術図書室の職員にお申し出ください。 また、県立美術館のホームページ上よりダウンロードもできます。
- 休館日は郵送のみ受付ます。郵送の場合は期限内必着でお願いします。
- カレンダー中の「A1」~「V1」が貸出期間です。 **※**
- 通常は火曜日搬入、日曜日搬出の6日間が1単位期間です。



- 貸出期間内に、搬入、展示、撤去、搬出等に係る全ての作業を終えてください。 原則として期間の初日を含めて搬入・展示を、最終日を含めて撤去・搬出を行ってください。 使用できる時間は10:00~18:00です(搬入、搬出も含めて時間内でご計画ください)。
- 連続した2単位期間を使用の限度とします(ただし、2単位連続使用はギャラリー1、 2の両室を使用する 場合に限ります。2単位期間を連続して使用する場合、間にはさまれる休館日の使用はできません)。